

議案第9号

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例（案）

川崎市立図書館設置条例（昭和25年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立図書館条例

第1条に見出しとして「（目的及び設置）」を付し、同条中「本市に次の図書館及び分館を設置し、必要に応じ閲覧所、配本所等を置くことができる」を「図書館を設置する」に改め、同条の表を削る。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2
川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地
川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口4丁目16番3号
川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4
川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1
川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号

2 前項の図書館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号
川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16番1号
川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号

川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1
川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平3丁目3番1号

第3条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「教育委員会が別にこれを」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第15条とする。

第2条の次に次の12条を加える。

(事業)

第3条 図書館は、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。
- (2) 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。
- (3) 閲覧所、配本所及び自動車文庫を運営すること。
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (5) 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。
- (6) 学校図書館、他の図書館等と緊密に連絡し、協力し、及び他の図書館と図書館資料の相互貸借を行うこと。

(職員)

第4条 図書館（次条第1項に規定する指定管理者が管理を行う図書館を除く。）に館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。

(指定管理者)

第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」とい

う。)に図書館(川崎市立高津図書館橘分館に限る。以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。)の管理を行わせる。

- (1) 図書館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った図書館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、図書館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理に関する業務のうち委員会が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第8条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認める場合は、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

開館時間	月曜日から金曜日まで	午前9時30分から午後7時まで(川崎市立中原図書館に
------	------------	----------------------------

		あつては午前9時30分から午後9時まで、分館にあつては午前10時から午後6時まで)
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）	午前9時30分から午後5時まで（分館にあつては、午前10時から午後5時まで）
休館日	（1）毎月第3月曜日。ただし、休日に当たる場合は、当該日の直後の休日でない日 （2）12月29日から翌年の1月3日までの日 （3）図書館資料の整理等に係る1年につき6日を超えない範囲内で委員会が定める期間	

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、図書館に係る前項の開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

（貸出しの登録）

第9条 図書館資料（電磁的記録であつてインターネットの利用により貸出しが可能であるもの（以下「電子書籍」という。）を含む。）を図書館以外の場所（以下「館外」という。）で利用しようとする場合は、教育委員会規則で定めるところにより、館外での利用（以下「貸出し」という。）に係る委員会又は指定管理者の登録を受けなければならない。

2 前項に規定する貸出しの登録を受けることができる者は、個人又は団体（代表者が市内に住所を有する団体で委員会が適当と認めるものをいう。）と

する。

3 前項の規定にかかわらず、電子書籍の貸出しの登録を受けることができる者は、市内に住所を有する個人、在勤する者及び在学する者とする。

(貸出区分等)

第10条 図書館資料の貸出しの手続、区分、数量及び期間は、教育委員会規則で定める。

(図書館資料の貸出制限)

第11条 図書館資料のうち、次に掲げるものは、貸出しをしない。ただし、委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 郷土資料、貴重図書、地図、辞書、事典及び目録類
- (2) 新聞、雑誌（最新のものに限る。）、官公報、統計及び年鑑類
- (3) 著作権上の制約があるもの
- (4) その他委員会が貸出しを不相当と認めるもの

(貸出停止等)

第12条 委員会又は指定管理者は、図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後、図書館資料を返却しない場合は、一定の期間貸出しを停止し、又は第9条第1項に規定する登録を取り消すことができる。

(紛失等の届出)

第13条 図書館資料を閲覧し、又は貸出しを受けた者が、当該図書館資料を破損し、又は紛失したときは、速やかにその旨を委員会（指定管理者が管理を行う図書館にあつては、指定管理者。次条において同じ。）に届け出て、その指示に従わなければならない。

(入館等の制限)

第14条 委員会は、利用者が、図書館の秩序を乱し、又は委員会の指示に従わないときは、入館を拒み、又は退館を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の次に12条を加える改正規定（第5条（指定管理者に川崎市立高津図書館橋分館の管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の条例（以下「新条例」という。）第9条第1項に規定する登録に相当する登録を受けているものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に同項に規定する登録を受けているものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に新条例第12条の規定による貸出しの停止に相当する新条例第3条第1号に規定する図書館資料の図書館以外の場所での利用（以下「貸出し」という。）の停止を受けているものは、施行日に、新条例第12条の規定による貸出しの停止を受けているものとみなす。
- 4 施行日前に新条例第13条の規定による届出に相当する届出をしたものは、施行日に、同条の規定による届出をしたものとみなす。

制 定 理 由

高津図書館橘分館の管理を指定管理者に行わせることとすること、図書館の管理に関し必要な事項を定めること等のため、この条例を制定するものである。

川崎市立図書館設置条例 新旧対照表

改正後	改正前																											
<p style="text-align: center;"><u>川崎市立図書館条例</u></p> <p style="text-align: right;">昭和25年川崎市条例第32号</p> <p><u>(目的及び設置)</u></p> <p>第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第1条の目的を達成するため、<u>図書館を設置する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>川崎市立図書館設置条例</u></p> <p style="text-align: right;">昭和25年川崎市条例第32号</p> <p>第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第1条の目的を達成するため、本市に次の図書館及び分館を設置し、必要に応じ閲覧所、配本所等を置くことができる。</p> <table border="1" data-bbox="1169 528 2065 1445"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">図書館</td> <td>川崎市立川崎図書館</td> <td>川崎市川崎区駅前本町12番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市立中原図書館</td> <td>川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館</td> <td>川崎市高津区溝口4丁目16番3号</td> </tr> <tr> <td>川崎市立宮前図書館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市立多摩図書館</td> <td>川崎市多摩区登戸1, 775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市立麻生図書館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">分館</td> <td>川崎市立川崎図書館大師分館</td> <td>川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号</td> </tr> <tr> <td>川崎市立川崎図書館田島分館</td> <td>川崎市川崎区追分町16番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2, 012番地1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	位置	図書館	川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町12番地1	川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地	川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口4丁目16番3号	川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	分館	川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号	川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16番1号	川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1
区分	名称	位置																										
図書館	川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町12番地1																										
	川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																										
	川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地																										
	川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口4丁目16番3号																										
	川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																										
	川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1																										
	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																										
分館	川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号																										
	川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16番1号																										
	川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																										
	川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1																										

改正後

改正前

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町1番地1
川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町1丁目1番地2
川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地
川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口4丁目16番3号
川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4
川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1
川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号

2 前項の図書館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号
川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16番1号
川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号
川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1
川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平3丁目3番1号

川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平3丁目3番1号
---------------	-----------------

第2条 図書館に館長、司書、司書補、その他必要な職員を置く。

改正後	改正前
<p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 図書館は、おおむね次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。</p> <p>(2) 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。</p> <p>(3) 閲覧所、配本所及び自動車文庫を運営すること。</p> <p>(4) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p> <p>(5) 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。</p> <p>(6) 学校図書館、他の図書館等と緊密に連絡し、協力し、及び他の図書館と図書館資料の相互貸借を行うこと。</p> <p><u>(職員)</u></p> <p>第4条 図書館（次条第1項に規定する指定管理者が管理を行う図書館を除く。）に館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。</p> <p><u>(指定管理者)</u></p> <p>第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館（川崎市立高津図書館橘分館に限る。以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。）の管理を行わせる。</p> <p>(1) 図書館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った図書館の管理を安定して行う能力を有すること。</p>	

改正後	改正前									
<p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、図書館の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。</p> <p>(2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理に関する業務のうち委員会が必要と認める業務</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第8条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認める場合は、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p>										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 896 255 986">開館時間</td> <td data-bbox="255 896 618 1123">月曜日から金曜日まで</td> <td data-bbox="618 896 1093 1123">午前9時30分から午後7時まで (川崎市立中原図書館にあっては午前9時30分から午後9時まで、分館にあっては午前10時から午後6時まで)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="255 1123 618 1350">土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</td> <td data-bbox="618 1123 1093 1350">午前9時30分から午後5時まで (分館にあっては、午前10時から午後5時まで)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1350 255 1436">休館日</td> <td colspan="2" data-bbox="255 1350 1093 1436">(1) 毎月第3月曜日。ただし、休日に当たる場合は、当該日の直後の休日でない日</td> </tr> </table>	開館時間	月曜日から金曜日まで	午前9時30分から午後7時まで (川崎市立中原図書館にあっては午前9時30分から午後9時まで、分館にあっては午前10時から午後6時まで)		土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)	午前9時30分から午後5時まで (分館にあっては、午前10時から午後5時まで)	休館日	(1) 毎月第3月曜日。ただし、休日に当たる場合は、当該日の直後の休日でない日		
開館時間	月曜日から金曜日まで	午前9時30分から午後7時まで (川崎市立中原図書館にあっては午前9時30分から午後9時まで、分館にあっては午前10時から午後6時まで)								
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)	午前9時30分から午後5時まで (分館にあっては、午前10時から午後5時まで)								
休館日	(1) 毎月第3月曜日。ただし、休日に当たる場合は、当該日の直後の休日でない日									

改正後	改正前				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="147 169 253 217"></td> <td data-bbox="253 169 1090 217">(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 217 253 264"></td> <td data-bbox="253 217 1090 264">(3) 図書館資料の整理等に係る1年につき6日を超えない範囲で委員会が定める期間</td> </tr> </table>		(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日		(3) 図書館資料の整理等に係る1年につき6日を超えない範囲で委員会が定める期間	
	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日				
	(3) 図書館資料の整理等に係る1年につき6日を超えない範囲で委員会が定める期間				
<p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、図書館に係る前項の開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <p>(貸出しの登録)</p>					
<p>第9条 図書館資料（電磁的記録であってインターネットの利用により貸出しが可能であるもの（以下「電子書籍」という。）を含む。）を図書館以外の場所（以下「館外」という。）で利用しようとする場合は、教育委員会規則で定めるところにより、館外での利用（以下「貸出し」という。）に係る委員会又は指定管理者の登録を受けなければならない。</p>					
<p>2 前項に規定する貸出しの登録を受けることができる者は、個人又は団体（代表者が市内に住所を有する団体で委員会が適当と認めるものをいう。）とする。</p>					
<p>3 前項の規定にかかわらず、電子書籍の貸出しの登録を受けることができる者は、市内に住所を有する個人、在勤する者及び在学する者とする。</p> <p>(貸出区分等)</p>					
<p>第10条 図書館資料の貸出しの手続、区分、数量及び期間は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(図書館資料の貸出制限)</p>					
<p>第11条 図書館資料のうち、次に掲げるものは、貸出しをしない。ただし、委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 郷土資料、貴重図書、地図、辞書、事典及び目録類</p> <p>(2) 新聞、雑誌（最新のものに限る。）、官公報、統計及び年鑑類</p> <p>(3) 著作権上の制約のあるもの</p> <p>(4) その他委員会が貸出しを不相当と認めるもの</p>					

改正後	改正前
<p><u>(貸出停止等)</u> 第12条 委員会又は指定管理者は、図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後、図書館資料を返却しない場合は、一定の期間貸出しを停止し、又は第9条第1項に規定する登録を取り消すことができる。</p> <p><u>(紛失等の届出)</u> 第13条 図書館資料を閲覧し、又は貸出しを受けた者が、当該図書館資料を破損し、又は紛失したときは、速やかにその旨を委員会（指定管理者が管理を行う図書館にあつては、指定管理者。次条において同じ。）に届けて、その指示に従わなければならない。</p> <p><u>(入館等の制限)</u> 第14条 委員会は、利用者が、図書館の秩序を乱し、又は委員会の指示に従わないときは、入館を拒み、又は退館を求めることができる。</p> <p><u>(委任)</u> 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は<u>教育委員会</u>が別にこれを定める。</p>